

《研究ノート》

イギリス「私会社」制度の立法過程

——イギリス議会議事録から——

今野裕之

一 序

我国の株式会社の大部分が小規模で閉鎖的なものであることは、いまさら言うまでもない。それらの経営の実体は個人企業そのものである。このようなものが株式会社法の厳格な規整を守りうるはずはなく、実際、それらにあっては、いわゆる「見せ金」による設立、株券の不発行、株主総会の不開催、貸借対照表の公告義務の無視等が一般化しており、要するに法は到るところで無視され、蹂躪されていると言われる。

このような現実に対処するために立法論が盛んに唱えられている。しかし、その前提として欠くことのできないものでもなく、小規模閉鎖的株式会社の合理的な法規整のあり方に関する基礎的研究は未だ十分とは言えない。これは、現代会社法学の課題の一つである。

ところで、小規模閉鎖的株式会社をめぐる問題は、我国に固有のものではなく、他の先進資本主義国にも共通に認められる。それらの中には、この問題について独自の対応をしている立法例も散見される。なかでもイギリスの「私会社 (private company)」制度は、本来的な小規模閉鎖的株式会社制度の嚆矢であり、その経験豊かな歴史は、我々が小規模閉鎖的株式会社の合理的な法規整のあり方を考える上に多くの示唆を与えてくれるであろう。

そこで、私は、閉鎖的会社法に関する基礎的研究の一環として小規模閉鎖的株式会社をめぐる問題への諸外国における対応の実態を把握するにあたり、まずイギリスの私会社制度を検討する。

我国において、イギリス会社法及び私会社制度に関する研究は決して少なくない。けれども、私の当面の関心事である私会社法の法制化の過程については、未だ説明が十分ではないように思われる。この点では、イギリスにおける研究も私に満足を与えるものではない。たとえば、リヴィイは、「私会社の法制化に際し計算書類の開示の点で公募会社と私会社とを区別することは元来考えられていなかったにもかかわらず、貴族院において私会社はその貸借対照表を届け出ることを要しない旨の修正案が可決された」という事実を指摘しているものの、その根拠となる何らの資料も示しておらず、ましてやその間の詳しい事情などは全く述べるに至っていない⁽³⁾。我国の研究者もリヴィイの所説を引用するに止まる⁽⁴⁾。また、近時、シュミットホッフは、

私会社に対する計算書類開示義務の免除は庶民院における法案の修正によって提案されたとし、あたかもかかる修正案が最初に庶民院において提出されたかのように説くが、これは、私が後に論証することく(本稿四)、不正確である。

本稿は、これら従来の研究の不十分な点を補うべく、資料をイギリス議会議事録(いわゆる Hansard、本稿では Parliamentary Debates として引用)に求めて、私会社の法制化の過程の解明を試みようとするものである。

- (1) この実態については、竹内昭夫「企業形態の実態」(矢沢惇編「現代法と企業」[現代法9] (一九六六年)二四頁以下所収) 参照。
- (2) 詳しくは、竹内昭夫「私企業形態の現在の問題点と立法の方向」(矢沢編・註(1)前掲四七頁以下所収) 参照。
- (3) I. A. Levy, *Private Corporations and Their Control*, 159 (1950).
- (4) 酒巻俊雄「閉鎖的会社の法理と立法」(一九七三年) 一一頁註(15) 参照。
- (5) C. Schmitthoff, *How the English discovered the Private Company*, in *Quo Vadis, Ius Societatum? Liber Amicorum for Pieter Sanders*, 183 (P. Zonderland ed. 1972).

(6) このことは、私自身が議事録を繰って審議の経過を辿った結果から言えるのみならず、当時の貴族院におけるグラナード伯(The Earl of Granard)の発言によっても裏

付けられている(181 Parl. Deb., col. 1532 (1907))。

二 私会社の発生

イギリスにおいて、会社がその設立証書(Deed of settlement)を登記することによって法人格を取得しうるようになったのは、一八四四年のジョイント・ストック・カムパニー登記規制法(Joint Stock Companies Registration and Regulation Act (7 & 8 Vict. c. 110))の下のことであった。それまで、法人格は、国王の特許状によってもしくは議会の特別法によってのみ与えられるものであり、まさに「賜物」であった。そして、一八五五年の有限責任法(Limited Liability Act (18 & 19 Vict. c. 133))は、一八四四年法の下で登記を完了した会社に全社員の有限責任を認めた。ここに当時の企業者たちの要求は一応満たされたと言えよう。

ところが、これら両法を統括した一八五六年のジョイント・ストック・カムパニー法(Joint Stock Companies Act (19 & 20 Vict. c. 47))が、会社の設立登記に必要な社員数の最低限を七人と規定したため(三条)、個人商人や七人未満の構成員から成る小規模閉鎖的企業は、法人となることもできず、その構成員の責任を制限することもできないこととなった。

登記による法人格の付与と有限責任は、本来、企業者が大衆から資本を調達することを容易にする方法として考案されたものと言われる。しかし、広く大衆に対して株式引受の勧誘を行うことを会社もしくは発起人に強制する規定が同法には欠けて

いた。これを巧妙な企業者たちが見逃すはずはなかった。

他方、企業の法人化、つまり、企業がその構成員とは別人格となることから生ずる諸利点——会社の資産、権利及び責任と社員のそれとの分離・有限責任・法律関係の単純化・永続性——と、次々と不況の波に襲われた当時のイギリスの経済的状況を考えれば、中小企業者たちも法人格の付与と有限責任の利益を求めるのは当然のことであった。

そこで、実質的には七人未満、時には一人または二人から成る企業が、名義上七人の者を揃えて登記をし、法人格ある有限責任の株式会社となる慣行が生まれた。かかる会社は、株式の公募は行わず、またその必要はなかったのであり、加えて、その株式の譲渡を制限しているのが普通であった。やがて、このような会社は「私会社 (private company)」と呼ばれるようになった。それは、かつて「法人格なき設立証書会社 (unincorporated deed of settlement company)」を指して用いられていた名称であった。⁽⁹⁾

しかし、法の要求する最低限の社員数を単なる名義人に止めて満たすという方便には疑義があった。かかる方便の合法性を確認し、私会社に確固たる社会的地位を与えたのは、サロモン事件における貴族院の判決である。貴族院によってその「特許状」を与えられ、この後私会社はますます増加していく。⁽¹⁰⁾かくして、大規模公開企業の法律形態を定めた会社法は、小規模閉鎖的企業の法律形態を定めたパートナーシップ法の諸機能を合

(7) Gower, *The English Private Company*, 18 L. & C. P. 535 (1953).

(8) *Id.* at 535-537.

(9) Salomon v. Salomon & Co., Ltd., [1897] A. C. 22.

(10) Manson, *The Evolution of the Private Company*, 26 L. Q. Rev. 12 (1910).

(11) *Cf.* A. Levy, *supra* note 3, at 123.

(12) K. Renner, *The Institution of Private Law and Their Social Functions*, 221 *et seq.* (1949) に於ける O. Kahn-Freund の註釈 (n. 234) 参照。

三 私会社の法制化

このような私会社の発展を立法部はさらに促進した。すなわち、立法部は、私会社に対し会社法の正規の要件の多くを免除する方向に向かった。その第一歩を踏み出したのが一九〇〇年会社法 (*Companies Act 1900* (63 & 64 Vict. c. 48)) である。

当時、私会社は、その社会的地位を確保し、経済的に有用な役割を果たすようになっていたが、その法的地位はあくまでも一般に「公募会社 (public company)」と言われていた会社法上の本来の株式有限責任会社と同じであり、従って私会社にも会社法の規定のすべてが等しく適用された。このため、会社法が大衆投資家の保護に向けて強化されるにつれて、大衆投資家との接触を持たない小規模閉鎖的株式会社である私会社に同様の

負担を課すことは、多くの企業が私会社形態を採るに至っている諸産業の利益を害し、経済の発展を阻害するということが言われ出した⁽¹³⁾。政府当局も、誠実な私会社にはできるだけ干渉したくないとし、会社が株式引受の公募をする場合に大衆投資家を保護するために設けられることになっていた規定の私会社への適用を免除する意向であった⁽¹⁴⁾。これを容れて、一九〇〇年会社法は、会社設立の基礎を固めて詐欺的会社設立を防止し大衆投資家の保護を図るために同法に定められた、取締役の選任及び公告(二条)と営業開始の要件(六条)に関する二箇条の適用を、「株式引受について大衆に對しいかなる勧誘状も発行しない会社」について免除した(二条三項、六条七項)。

ここで注意すべきことの一つは、規整分化の基準を勧誘状発行の有無という事実に求めていることである。これは、政府当局が、規整対象を厳格に定義するのを避けて、柔軟な立場を採り、立法部も、既存の公募会社と私会社とを明確に区別するのは困難であるとして、政府当局の立場に賛成したことによる⁽¹⁵⁾。この故に、公募会社と私会社という性格の異なる株式有限責任会社の存在が当時すでに認識されていたにもかかわらず、それらを法律上明確に区別するには至らなかったのである。

さて、一九〇〇年会社法はこのように株式有限責任会社を勧誘状を発行するものとしないうものに分けたが、その後、かかる区分に基づく規整は大衆投資家の保護に全く役立たないということが判明する。というのは、この頃すでに多くの会社が株式取引所に上場されており、その中には株式引受の勧誘状である

目論見書 (prospectus) を発行しない会社も多数含まれていたため、当該企業に関する何の情報もないうままにそれらの株式は大衆に對して売りに出されていたからである⁽¹⁶⁾。

こうした事態に對処するため、一九〇六年に発表されたローアバーン委員会 (Loeburn Committee) の報告書は、目論見書を発行せず従ってそれを会社登記官に届け出る必要のない会社にもより、厳格な開示の要求を課すこと、すなわち、それらに對しては目論見書に代わる書面の届出が必要であるとすべきことを提言するとともに、私会社はこの要求を免除されるべきものとし、そのために私会社を法制化することを提言した⁽¹⁷⁾。

これを受けて、一九〇七年会社法 (Companies Act 1907 (7 Edw. VII. c. 50)) は、目論見書を発行しない場合にもそれに代わる書面を会社登記官に届け出なければ会社は株式または社債の割当ができない旨規定した(一条一項)。しかし私会社は、同条の適用を受けず、かかる書面の届出を要しないとされた(同五項)。真に大衆との接触を持たない私会社にまでこのような規定が適用されることは避けねばならなかったのである⁽¹⁸⁾。このためには、私会社を法律上明確に定義し、公募会社と一般に言われるものと区別することが必要となる。同法はその三七条一項において次のように私会社を定義した。

第三七条

(一)本法において「私会社」とは通常定款によって次の事項を定める会社をいう。

(a) その株式を譲渡する権利を制限する。

(b) その社員数を(現に会社に雇用されている者を除き)五〇人に制限する。

(c) 会社のあらゆる株式または社債の引受について大衆に対するいかなる勧誘も禁止する。

こうして初めて私会社は明確な法律上の定義を有する会社形態となつたわけであるが、この定義は長い歴史的發展の結果にすぎず、それは、⁽²⁶⁾實際上久しく存在してきた会社形態を法的に承認したにすぎない。実際これが会社に関する立法の通常の過程であつて、すなわち、法律は会社の發展に追隨するのであり、新形態を創造しはしな⁽²⁴⁾いと言われている。

この意味で、右の定義に望まれたことは、従来私会社と言われてきた会社を漏れなくその中に取り込むことであつた。このことは、たとえば、私会社の社員数の最高限は法案では元来三〇人とされていたのであるが、この法案の成立直前に、庶民院において、ロンドンにおける調査に基づきあらゆる真の私会社を包含するためにはこれを五〇人とすべきであるとの修正案が提出され、可決されたという事実によく窺える。⁽²⁵⁾

また、同法三七条四項は、私会社は僅かに二人の社員をもつて設立されうる旨定めたが、これもその意図するところは同条第一項の定義規定の意図するところと同じであると言える。私会社の社員数の最低限は、法案では公募会社の場合と同じく七人とされていたが、その成立直前に庶民院においてこれを二人とすべきであるとの修正案が提出された。これに對し詐欺的な会社設立を防止するためには七人の署名が必要とされるべきで

あるとの反対意見もあつたものの、社員数の最低限が七人のままである場合には、従来行われてきたように、名義上存在するにすぎない五人の社員を求めることに帰するだけであるとして、結局私会社にあつては二人で足りるとされた。⁽²⁷⁾つまり、これも従来⁽²⁸⁾の慣行を法的に承認したにすぎないのである。

この定義規定は、そのまま一九〇八年会社(統括)法(Companies (Consolidation) Act 1908 (8 Edw. VII c. 69))に統括され(二二条一項)、その後さらに、現行法である一九四八年会社法(Companies Act 1948 (11 & 12 Geo. VI c. 38))に原則的には引き継がれている(二八条一項)。

なお、この時以後、右定義規定にいう三つの事項を通常定款に定めればその会社はすべて私会社とされることとなり、それ故、従来から会社法上存在する会社の種類——株式有限責任会社・保証有限責任会社(株式資本を有するものと有しないものがある)・無限責任会社(同上)——に⁽²⁹⁾応じそれぞれの私会社が認められることになるが(株式資本を有しない会社が、存在しない株式の譲渡制限規定を設ける場合も含めて)、⁽²⁹⁾實際上重要なものは、これまでの経緯からも理解されるように、株式有限責任私会社であり、また、当然のことながら数の上でもこれが圧倒的に多い。従つて、本稿では引き続き株式有限責任私会社に限定して論述を進める。

(13) Cf. 86 Parl. Deb., col. 1080 (1900).

(14) Cf. *Id.* col. 1079.

(15) ガッパは、この六条の傍註に「私会社」という表現

- がきと直接摘するが (Gower, *supra* note 7, at 539, n. 30) 該語箇所ごとの検討は見当らぬ。
- (19) Cf. 86 Parl. Deb., col. 1074, 1079 (1900).
- (17) Cf. *Id.* col. 1077, 1132, 1134, 1135.
- (18) Cf. 171 Parl. Deb., col. 166 (1907).
- (16) Cmd. 3052 (1906). 本報告書は未入手のため、以下の叙述はマドニャットホーンによる。
- (20) C. Schmitthoff, *supra* note 5, at 183.
- (21) Cf. 171 Parl. Deb., col. 165 *et seq.* (1907).
- (22) Gower, *supra* note 7, at 535.
- (23) C. Cooke, Corporation, Trust and Company, 182 (1950).
- (24) *Ibid.*
- (25) 171 Parl. Deb., col. 166 (1907).
- (26) 181 Parl. Deb., col. 901 *et seq.* (1907). この時、このような制限を設けること自体に反対する意見もあったが、それでは法の潜脱が甚だ容易となってしまうとの理由でそれは採り上げられなかった (*Ibid.*)。
- (27) *Id.* col. 903 *et seq.*
- (28) これらの事実はいずれも同時期に誕生した類似の制度であるドイツ有限責任会社 (Gesellschaft mit beschränkter Haftung) との比較法的考察への興味をそそる。別稿で論ずる予定である。
- (29) 詳しくは L. Gower, *The Principles of Modern*

Company Law, 251 (3rd ed., 1969) 参照。

四 私会社に対する開示義務の免除

一九〇七年会社法²⁹⁾として同法も含め一八六二年会社法以後の諸改正法を統括し私会社を定義する最初の包括的会社法である一九〇八年会社(統括)法は、上記のごとく定義された私会社に対し、その小規模性と閉鎖性に鑑み、公募会社に関する規定の多くの適用を免除した³⁰⁾。それらの中でも特に重要なものは計算書類開示義務の免除であり、これは私会社の特典であるとされた。より正確に言えば、私会社は、会社登記官に届け出る年次報告書に貸借対照表の謄本及びその添付書類ならびに会計監査役の報告書を添付することを要しないとされたのである(一九〇七年法二二条、一九〇八年法二六条三項)。

けれども、私会社には計算書類の開示義務を免除するということは、私会社の法制化に際し元来考えられていたわけではなかった。すなわち、一九〇七年会社法案の作成に寄与したローアバーン委員会の報告書には、この種の提言は全く含まれていなかった³¹⁾。同委員会の提言を実行に移すべく提出された法案もそのような規定を含んではいなかった³²⁾。私会社に対する計算書類開示義務の免除は、議会における法案審議の過程で提案されたのである。

かかる趣旨の修正案は、一九〇七年五月二日の貴族院の委員会において、バルフォア・オブ・バーリー卿 (Lord Balfour of Burleigh) により提出された。彼の意見によれば「現法案

は、誰もそれに現実には何の関係もあるはずのない私会社の業務内容を開示させるといふ点で、私会社に不当に圧迫を加えている」というのであった。この審議において、まず、グラナー伯 (The Earl of Granard) は「多くの人々は、知人及び家族に限られた株主しかいない小規模な会社はパートナーシップの性格を帯びていると考えています。その違いは、パートナーシップの場合には各組合員の責任は無限であり、他方、有限責任の会社の場合にはその責任は会社の資産にのみ限られ、パートナーシップの場合のように無限ではないということであり、我々が一般の有限責任の会社に年次報告書を届け出ることを要求するときに、私会社からの同様のものは必要としないということとは全く非論理的であります」と述べ、また、フェイバー卿 (Lord Faber) は「修正案が同意されるならば、それは法案に重大な打撃を与えるであります。結局、有限責任の会社の経営の結果から重大な影響を受ける者は、株主ではなく、債権者であります。有限責任の会社とりわけ小規模な有限責任の会社においては、株主は会社についてすべてを知っていますが、債権者はそれを知らないであります。……何人も自己の私会社を有限責任の会社とすることを強いられてはおりません。そして、その者が法律によって有限責任の会社に与えられる保護を受けるのであれば、その者は、自己が営業している次第ではなく、その有限責任の会社が営業している次第を明らかにする報告書を届け出ることを強いらるべきではないという理由はありません」と述べ、さらに、大法官ローアバーン卿 (Lord

Loreburn) は「……現行法のこの改正の目的は、債権者及び会社と取引しようとする者が自己の立場を知ることができるように、会社の真の経営状態に関する開示を確保することであり、私は、私会社が法律によってそれらに与えられる有限責任の見返りにこの大衆に情報を与えることを求められるべきであるということが不公正であるとは思いません。……」と述べて、いずれも真つ向からこの修正案に反対した。このため、バルフォア・オブ・パーリー卿はやむなくこれを撤回した。⁽³³⁾

しかるに、この法案が庶民院に送付されるや状況は一転する。庶民院では、私会社に計算書類の届出を要求することは大変な辛苦を私会社に課するということが指摘され、結局、私会社は、大衆に対し社債や株式を全く発行しないのであり、特惠待遇を受ける資格があるとされた。かかる見解に従って、庶民院は法案を修正した。

これを受けて、一九〇七年八月二四日に貴族院においてグラナード伯から庶民院の修正案について審議する旨の動議が提出され、その承認の後、同じくグラナード伯から修正案の内容の説明に続いてそれに賛成する旨の動議が提出された。この時、まず発言に立ったソールズベリー侯 (The Marquess of Salisbury) は「……(本年度の極めて早い時期に本法案が審議された時は)、この問題に利害関係を有する議員諸氏は休日も返上し、商業界、法曹界を代表する多数の議員の方々が出席しており、現在、これらの方々は、議長を除き、すべて欠席しており、それ故、我々はこの問題に関する法的な助言のすべてを議

長に仰がなければなりません。ですから、議長がこれらの修正案は賛成されるべきものであると確信されるのであれば、私は、当然のことながら、議長は疑いなく正しいと言える立場にはなく、それどころか、議長は疑いなく正しいのでありましよう」と述べ、また、かつてかかる修正案を最初に提出して苦杯をなめたバルフォア・オブ・パーリー卿は「……(これは)私が政府に受け容れることを強く迫ったものであります。しかし、政府はこれを受け容れませんでした。私は、賢明なる庶民院が政府に私の提案が正しいものであるということを知り、大変うれしく思います」と述べて、共にこの修正案に賛成の意を表した。これに対し、貴族院議長である大法官ローアバイン卿は「……それは、率直に言って、庶民院での修正がなされないことを私が願ったものであります。……議員諸氏の多くは私と意見を異にしております。そして庶民院では、明らかに、私会社がこの特典を享受するのが妥当であるとされました。そうであれば、私は、当然のことながら、私自身の意見を押し付けようとは考えておりません」と述べて、結局この修正案は可決された。⁽³⁵⁾

このようにして漸く認められた、私会社に対する計算書類開示義務の免除は、その後六〇年間にわたって私会社制度を揺さぶり続けることになる。すなわち、その後の私会社制度の大改正はすべてこの免除にまつるのであり、一九四七年会社法(Companies Act 1947 (10 & 11 Geo. VI c. 47))⁽³⁶⁾の免除を受ける私会社を限定し、一九六七年会社法(Companies

Act 1967 (c. 81))は終にこの免除を全面的に廃止した。⁽³⁶⁾

(30) 一九〇八年法二条、二六条三項、六五条一〇項、七二条三項、八二条二項、八五条七項、八七条六項、一一四条二項等参照。

(31) C. Schmitthoff, *supra* note 5, at 183.

(32) *Ibid.*

(33) 173 Parl. Deb., col. 1013—1015 (1907).

(34) この庶民院における審議の詳しい記録は議事録に見当たらない。一九〇七年八月二一日の議事録に、私会社には本法案の一部の適用を免除する旨の修正案がマーカム議員

(Mr. Markham) から提出され、それが可決されたとの記録があるだけである (181 Parl. Deb., col. 889 *et seq.* (1907))。従って、以上の叙述は、後日貴族院でこの修正案が審議された際にその内容の説明にあたったグラナード

伯の発言によつてである (*Id.* col. 1532)。

(35) *Id.* col. 1531—1534.

(36) 詳しうは、Gower, *supra* note 7, at 541—543; L. Gower, *supra* note 29, at 56 *et seq.* 参照。とはうえ、

一九六七年法においても、小規模な会社については——それが公募会社であろうと私会社であろうと——売上高等若干の事項の開示が免除されている(六条六項、一八条五項、二〇条、第二附則一三—A (五) 参照)。

五 結 び

有限責任制度は、経済学にいわゆる「無機能資本家」⁽³⁷⁾の存在を前提としている。それは大資本の調達をより容易にするものである。しかし、責任を一定額に制限しうることは、「機能資本家」⁽³⁸⁾のみから成る小規模な企業にとっても有益である。そこで、株式有限責任会社が、資本調達のためでなく、有限責任の利益の享受のためにだけ利用されるようになった。これが私会社誕生の背景であった。

有限責任の利益の享受は、企業内容の開示を伴うべきであるといふことは早くから認識されていた。けれども、「無機能資本家」すなわち投資家大衆に対する開示の必要と債権者に対する開示の必要との性格の違いはまだ明確に認識されていなかった。両者が混同されたまま、重点はむしろ前者にあった。それ故、「機能資本家」のみから成る小規模閉鎖的株式会社である私会社には、初め、計算書類の開示義務が免除されたのである。

ところが、有限責任制度はその会社の社員には出資額を限度としてそれ以上何らの責任も負わないという利点を与えたものの、反面、その会社の債権者、とりわけ一般取引債権者はしばしば完全な弁済を受けえなくなった。このため、債権者は、公募会社であろうと私会社であろうとそれが有限責任の会社であ

る以上は等しく計算書類を開示することを求め続けた。⁽³⁹⁾

一九六七年会社法は、これを認め、会社の財政状態の開示が常に有限責任の代償であるという原則を採用した。⁽⁴⁰⁾今や、無限責任会社を除くすべての会社は、それがいかに小規模で閉鎖的であっても、その年次報告書とともに計算書類を会社登記官に届け出ることを義務づけられている。かつて浅薄な世論の渦中へ埋没を余儀なくされたローアパーン卿の卓見は、六〇年を経てここに蘇った。

我国における小規模閉鎖的株式会社の法規整のあり方をめぐる最近の論議に思いを至すとき、イギリス私会社制度の規整の一瞥がすでに我々に多くの示唆と感慨を与えてくれるように思われる。

(37) 大塚久雄「株式会社発生史論」(一九三八年)(同著作集第一巻(一九六九年)所収)二〇頁以下参照。

(38) 同前。

(39) Cf. Board of Trade, Report of the Company Law Committee, para. 59-63 (Cmd. 1749, 1962).

(40) L. Gover, *supra* note 29, at 266.

(一橋大学大学院博士課程)